

令和4年2月20日から

長期優良住宅の認定申請手数料

1 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料（長期優良住宅法第5条第1項から第5項）

住宅の種類		A	B	
		登録住宅性能評価機関が作成した確認書等 ^{※1} がある場合 (単位：円)	確認書等がない場合 (単位：円)	
新築の場合	一戸建ての住宅	8,000	57,000	
	1戸建ての住宅以外の場合	500㎡以内のもの	17,000	127,000
		500㎡を超え1,000㎡以内のもの	28,000	200,000
		1,000㎡を超え2,500㎡以内のもの	52,000	389,000
		2,500㎡を超え5,000㎡以内のもの	78,000	692,000
		5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	115,000	1,185,000
		10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	199,000	2,187,000
		20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの	257,000	3,123,000
	30,000㎡を超えるもの	300,000	3,824,000	
増築又は改築の場合	一戸建ての住宅	13,000	85,000	
	1戸建ての住宅以外の場合	500㎡以内のもの	25,000	194,000
		500㎡を超え1,000㎡以内のもの	42,000	306,000
		1,000㎡を超え2,500㎡以内のもの	78,000	599,000
		2,500㎡を超え5,000㎡以内のもの	118,000	1,068,000
		5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	173,000	1,832,000
		10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	300,000	3,384,000
		20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの	386,000	4,832,000
	30,000㎡を超えるもの	451,000	5,919,000	

※1 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書又は写し

注1 長期優良住宅法第6条第2項に基づき、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出された場合は、手数料条例で定める確認申請の審査手数料を上記表の額に加算します。

2 長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請手数料（長期優良住宅法第8条第1項）

住宅の種類、変更後の面積に応じ、**上記表の認定手数料に1/2を乗じた額**

注2 長期優良住宅法第8条第2項により準用する長期優良住宅法第6条第2項に基づき、当該計画変更が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出された場合は、注1と同様に手数料条例で定める確認申請の審査手数料を上記の額に加算します。

3 譲渡人の決定に伴う変更認定の申請手数料（長期優良住宅法第9条第1項及び同条第3項）

住宅の種類、面積に関わりなく 2,200円

4 地位継承の承認の申請手数料（長期優良住宅法第10条）

住宅の種類、面積に関わりなく 2,200円

問合せ先
 狭山市 都市建設部 建築審査課 建築審査担当